

# 駐車監視員活動ガイドライン

## 【麻布 警察署】

### 趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）  
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

### 活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

### 留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所へ赴く途中において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

### 参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

## 重点路線

### 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区	間	重点時間帯	備考
1	都道412号	六本木通り	六本木4-1	先六本木四丁目交差点	7-翌3	
2	都道319号	外苑東通り	六本木7-2	先乃木坂交差点	7-翌3	

### 重点路線

No	路線名	通称道路名	区	間	重点時間帯	備考
1	都道412号	六本木通り	六本木2-2	先六本木4-1先六本木四丁目交差点	7:30-19	バスレーン優先時間帯を含む
			西麻布3-2	先西麻布交差点		

2	都道319号	外苑東通り	六本木3-18先飯倉片町交差点	麻布台2-3先飯倉交差点	9-19	
3	都道418号	外苑西通り	西麻布1-13先墓地下交差点	南麻布5-15先広尾橋交差点	9-19	
4	都道416号	明治通り	南麻布4-2先天現寺橋交差点	南麻布2-13先古川橋交差点	7:30-19	バスレーン優先時間帯を含む
5	主要地方道319号	環状3号線	六本木5-10先けやき坂下交差点	東麻布1-26先赤羽橋交差点	9-19	
6	都道415号	谷町志田町線	六本木1-1先六本木二丁目交差点	南麻布2-13先古川橋交差点	7:30-19	バスレーン優先時間帯を含む
7	国道1号	桜田通り	麻布台1-11先	東麻布1-26先赤羽橋交差点	9-19	

## 重点地域

## 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(六本木通り・外苑東通り)周辺	9-翌3	
2	六本木3、4、5、6、7丁目及び周辺	9-翌3	

## 重点地域

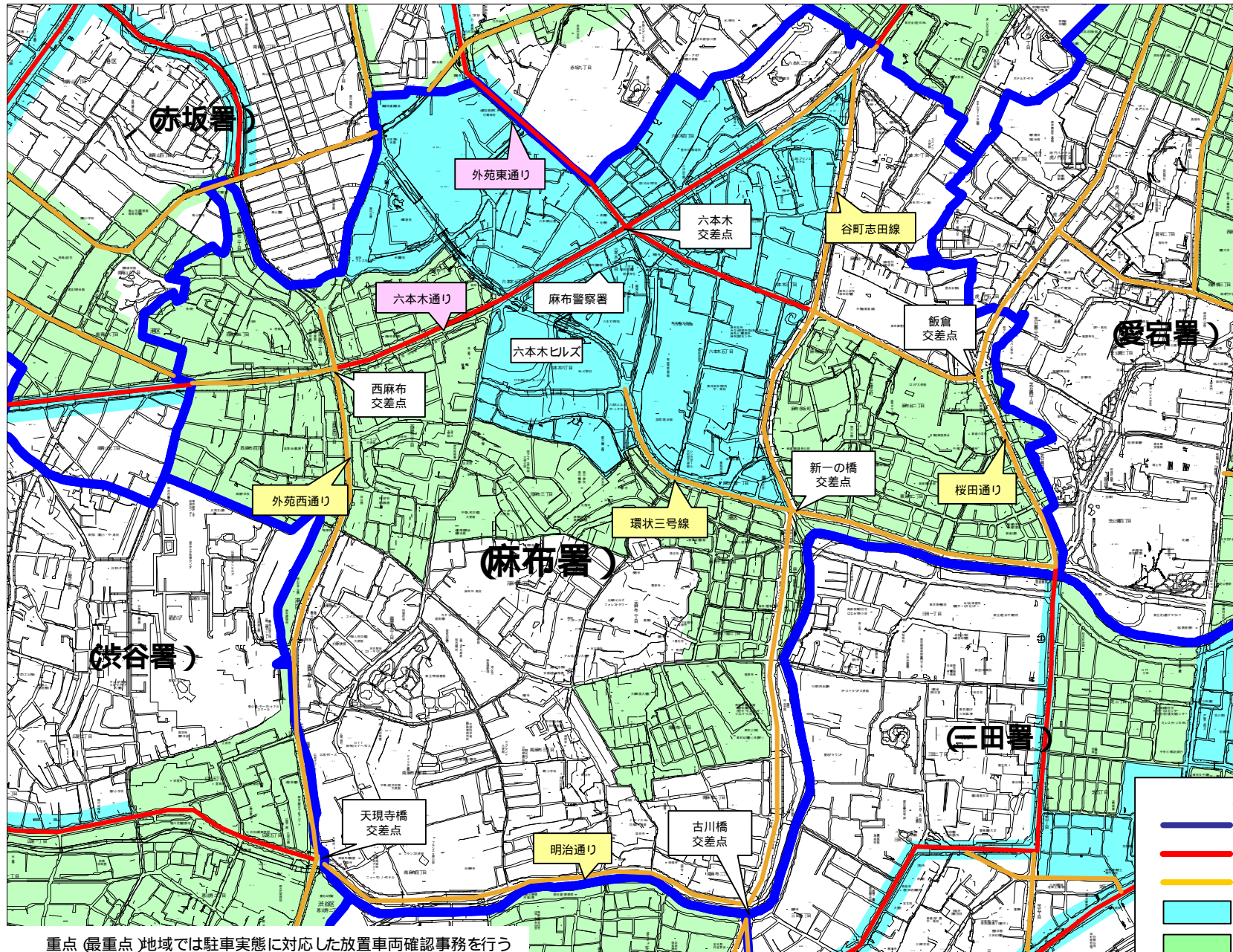
No	地 域	重点時間帯	備 考
1	西麻布1・2・3・4丁目及び周辺	9-翌3	
2	東麻布1・2・3丁目及び周辺	10-20	
3	南麻布1丁目及び周辺	9-19	
4	麻布十番地域(麻布十番商店街)及び周辺	9-19	
5	麻布台2・3丁目、麻布狸穴町、麻布永坂町及び周辺	9-19	
6	元麻布3丁目及び周辺	9-19	

## 自動二輪、原付重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	六本木通り及びその周辺	9-翌3	
2	外苑東通り及びその周辺	9-翌3	
3	麻布十番商店街及び周辺	9-19	
4	一之橋交差点及び周辺	9-19	
5	広尾橋交差点及び周辺	9-19	

# 麻布警察署 駐車監視員活動ガイドライン

18都市基交第 8号



重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

凡例	
	警察署境界線
	最重点路線
	重点路線
	最重点地域
	重点地域